

# 「国際園芸博覧会出展事業」に係る宮崎県花き出展ブース 設計、設営、維持管理に関する企画提案競技審査要領

## 1 審査委員

本業務に係る企画提案書を審査するため、審査委員を設置する。委員は以下のとおりとする。

- ・宮崎県農産園芸課長（委員長）
- ・宮崎県農産園芸課 企画・水田担当課長補佐
- ・宮崎県農産園芸課 畑作・園芸担当課長補佐
- ・総合農業試験場 花き部部長
- ・総合農業試験場 専門技術センター 花き専技

## 2 審査の項目及び点数

総合点数は、100点とし、審査項目ごとの配点は次の通りとする。

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 内容構成力                  | 60点 |
| (2) 独創性（企画・デザイン力）          | 25点 |
| (3) 事業者の適格性・会社実績等（運営体制・実績） | 10点 |
| (4) 実施経費（経済性）              | 5点  |

## 3 審査方法

- (1) 提出された企画提案書とプレゼンテーション（Web方式）に対して審査を実施。
- (2) 各審査員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて採点を実施。
- (3) すべての参加者の審査終了後、各審査員の採点結果を集計し、採用者を決定。全ての審査員が300点（満点500点中）以上の提案について、得点の多い順に予算の範囲内で選定。
- (4) 審査の結果、該当者がいない場合、又は同得点が複数者ある場合については、審査員全員で協議の上、採否を決定する。
- (5) 参加者が1者だけの場合は、委員の合計得点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったときのみ、その参加者を候補者として決定。

## 4 審査結果の通知

結果は、審査終了後に速やかに文書で通知。

なお、採択した候補予定となった事業計画について、審査時に変更を要すると判断した部分があった場合は、県と採用者間で協議を行い、事業の目的に沿った内容に変更するものとする。